

がい こく せき ちゅう がく せい こう こう せい
外国籍の中学生・高校生のみんなへ
しょうらいしゅうしょく はたら
～将来就職して働くために～

こうこう そつぎょう あと
みんなが高校を卒業した後の
ざいりゅうし かく せつめい
在留資格について説明するよ



東京出入国在留管理局
在留支援部門



パート1

自分の在留資格を知ろう

① 在留カードを見よう！ ⇒ P 3, P 4

② 働くことができる在留資格 ⇒ P 5

③ 働くことができない在留資格 ⇒ P 6

まとめページは ⇒ P 7

パート2

将来就職して働くためには

① 自分はどのケースに当てはまる？ ⇒ P 8

② 高校卒業後に就職する場合 ⇒ P 9

まとめページは ⇒ P 10, P 11

③ 大学などに進学して就職する場合 ⇒ P 12

まとめページは ⇒ P 13

パート3 ざいりゅうしかく へんこう し
在留資格の変更について知ろう

① 「定住者」に変更する場合 ⇒ P14
ていじゅうしゃ へんこう ばあい

② 「特定活動」に変更する場合 ⇒ P15, P16
とくていかつどう へんこう ばあい

③ 「留学」に変更する場合 ⇒ P17
りゅうがく へんこう ばあい

まとめページは ⇒ P18
ページ

パート4 ひつよう てつづ し
必要な手続きを知ろう

① 住所が変わった時 ② 16歳になる時 ⇒ P19
じゅうしょ か とき さい とき

③ 名前や国籍などが変わった時・届出の方法 ⇒ P20, P21
なまえ こくせき か とき とどけで ほうほう

まとめページは ⇒ P22
ページ

パート5 しつもん そうだんさき
よくある質問と相談先

① みんなのしつもん！ ⇒ P23, P24, P25, P26

② わからないことがあったら相談しよう！ ⇒ P27
そうだん

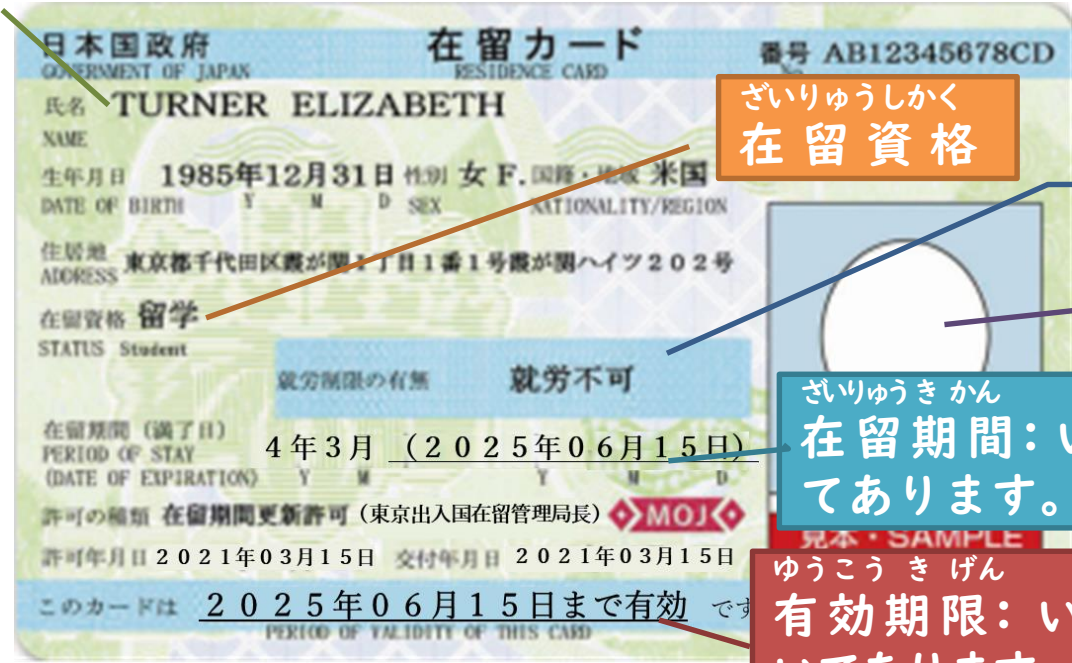
まとめページは ⇒ P28
ページ

自分の在留カードを見てみよう！

在留カードってなに？

- 日本に3か月より長く住んでいる外国人が持っています（例外があります。）。
- 在留資格や在留期間等が書いてあります。
- 16歳より年上の人はいつも持っていてください。

氏名：パスポートと同じ名前が書いてあります。漢字を書くこともできます。



在留資格

就労制限の有無：
働くことができるか書いてあります。

写真：16歳になると写真が入ります。

在留期間：いつまで日本に住むことができるか書いてあります。

有効期限：いつまでカードを使うことができるか書いてあります。

自分の在留カードを見よう！

じゅうきょち います ところ じゅうしょ か
住居地：今住んでいる所（住所）が書いてあります。

ひ こ く やくしょなど あたら じゅうしょ
引っ越しをしたときは、区役所等で新しい住所を

うら か
裏に書いてもらいます。

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2021年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	
許可：原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

にゆうかん しんせい か
入管で申請をしているか書いてあります。

しかくがいかつどうきょか あるばいと か
資格外活動許可：アルバイトできるか書いてあります。

はたら ざいりゅうしかく
働くことができる在留資格



はたら しごと ざいりゅうしかく
就労資格（しゅうろうしかく） → **働く仕事がきまっている在留資格**

外交（がいこう）
公用（こうよう）
教授（きょうじゆ）
芸術（げいじゆつ）
宗教（しゅうきょう）
報道（ほうどう）
高度専門職（こうどせんもんしよく）
経営・管理（けいえい・かんり）
法律・会計業務（ほうりつ・かいけいぎょうむ）
医療（いりょう）
研究（けんきゆう）
教育（きょういく）

技術・人文知識・国際業務（ぎじゆつ・じんぶんちしき・こくさいぎょうむ）
企業内転勤（きぎょうないてんきん）
介護（かいご）
興行（こうぎょう）
技能（ぎのう）
特定技能（とくていぎのう）
技能実習（ぎのうじっしゅう）

しごと ざいりゅうしかく
身分資格（みぶんしかく） → **どんな仕事もできる在留資格※**

永住者（えいじゅうしゃ）
日本人の配偶者等（にほんじんのはいぐうしゃとう）
永住者の配偶者等（えいじゅうしゃのはいぐうしゃとう）
定住者（ていじゅうしゃ）



ほうりつ みと
 ※ **法律**で認められないしごと
 仕事はできません。

はたら
特定活動（就労可） とくていいかつどう（しゅうろうか） → **働くことができます。**

はたら ざいりゅうしかく
働くことができない在留資格



文化活動 (ぶんかかつどう)

短期滞在 (たんきたんざい)

留学 (りゅうがく)

研修 (けんしゅう)

家族滞在 (かぞくたいざい)

特定活動 (就労不可) とくていいかつどう (しゅうろうふか) ➡ ^{はたら}働くことができません。



でも…



きよか あるばいと
許可をとればアルバイト
ができるよ!

しかくがい かつどう きよか
資格外活動許可

をとれば

しゅう じかん あるばいと
週28時間までアルバイトができます



ざいりゅうかーど なまえ こくせき せいべつ せいねんがっぴ ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん
・在留カードには、名前、国籍、性別、生年月日、在留資格、在留期間、

はたら など か
働くことができるか等が書いてあります。

ざいりゅうしかく はたら ざいりゅうしかく はたら
・「在留資格」には、働くことができる在留資格と働くことができない
ざいりゅうしかく
在留資格があります。

はたら ざいりゅうしかく しゅうろうか
・働くことができる在留資格は「就労可」

はたら ざいりゅうしかく しゅうろう ふ か か
働くことができない在留資格は「就労不可」と書いてあります。

はたら ざいりゅう しかく しかくがいかつどうきよか
・働くことができない在留資格でも「資格外活動許可」をとれば

しゅう じかんい ない ある ば い と
週28時間以内のアルバイトができます。

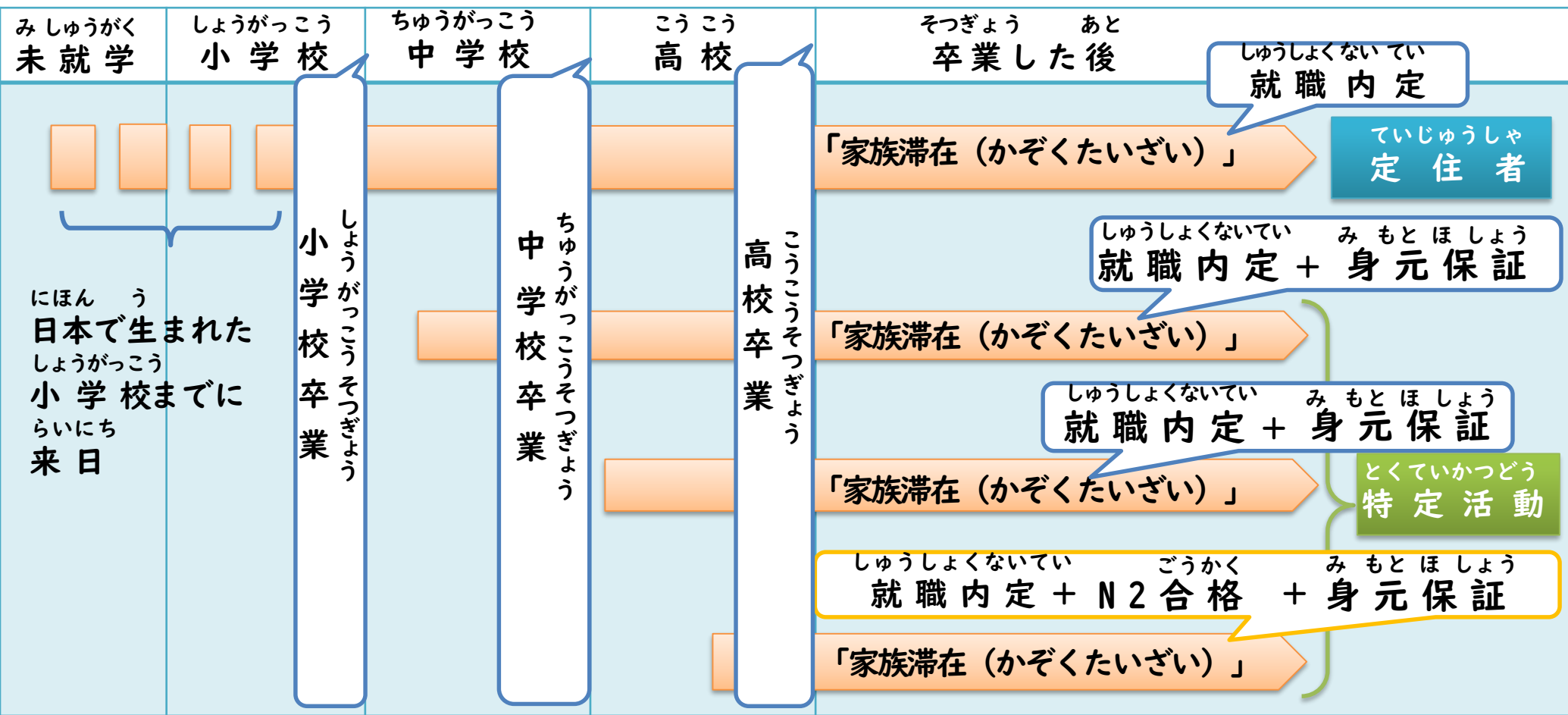
しかくがいかつどうきよか ざいりゅう かーど うち か
・資格外活動許可があるかどうかは、在留カードの裏に書いてあります。

自分はどのケースに当てはまる？

「定住者」 17歳までに入国 + 小学校卒業 + 中学校卒業 + 高校卒業 + 就職内定

「特定活動」

17歳までに入国 + 高校入学 → 卒業 + 就職内定 + 日本に住民親の身元保証



ざいりゅうし かく か ひつよう
在留資格を変える必要があります！

ていじゅうしゃ とくていかつどう りょうほう ひつよう じょうけん
「定住者」と「特定活動」両方に必要な条件

- かぞくたいざい ひと
・「家族滞在」の人。
- にほん こうこう そつぎょう そつぎょうみ こ てい じ せい つうしんせい こうこう
・日本の高校を卒業したか卒業見込み（定時制・通信制の高校もいい）。
- さい にほん き
・17歳までに日本に来た。
- しゅうしょくさき ないてい とくていかつどう し ごと
・就職先が内定している。 ※「特定活動」はできない仕事がある。→ P. 24
- にゅうかん す まち やくしょ とどけだ だ
・入管や住んでいる町の役所に届出を出している。

ていじゅうしゃ ひつよう じょうけん
「定住者」だけ必要な条件

- にほん しょうがっこう ちゅうがっこう そつぎょう
・日本の小学校と中学校を卒業した。
- やかんちゅうがっこう
(夜間中学校もいい。)

とくていかつどう ひつよう じょうけん
「特定活動」だけ必要な条件

- おや にほん
・親が日本にいる。
- こうこう とちゅう にほん き ひと
※高校の途中から日本に来た人だけ
- にほんご のうりよくしけん など ごうかく
日本語能力試験N2等に合格する。



こうこう い
高校に行って
そつぎょう だいじ
卒業することが大事だね！

かぞくたいざい こうこうせい こうこう そつぎょう しゅうしょく ば あい ざいりゅうし かく
・「家族滞在」の高校生が、高校を卒業して就職する場合、在留資格を

ていじゅうしゃ とくていかつどう か
「定住者」か「特定活動」に変えることができます。

ていじゅうしゃ しごと
・「定住者」はどんな仕事もできます。

とくていかつどう いちぶ しごと
・「特定活動」は一部できない仕事があります。→P. 24

ていじゅうしゃ か ひと にほん う ひと しょうがっこう にほん き ひと
「定住者」に変えることができる人（日本で生まれた人、小学校までに日本に来た人）

① かぞくたいざい にほん す
「家族滞在」で日本に住んでいる。

①から⑤をすべて満たすことが必要

② にほん しょうがっこう ちゅうがっこう こうこう そつぎょう こうこう そつぎょう み こ
日本の小学校・中学校・高校を卒業した（高校を卒業する見込み）。

③ さい にほん にゅうこく
17歳までに日本に入国している。

④ しゅうしょく ないてい
就職が内定している。

⑤ にゅうかん す まち やくしょ き とどけで だ
入管や住んでいる町の役所に決められた届出を出している。

まとめ 3

とくていかつどう か ひと ちゅうがくせい こうこうせい とき にほん き ひと
「特定活動」に変えることができる人（中学生，高校生の時に日本に来た人）

かぞくたいざい にほん す
① 「家族滞在」で日本に住んでいる。

①から⑥をすべて満たすことが必要

にほん こうこう そつぎょう こうこう そつぎょう み こ
② 日本の高校を卒業した（高校を卒業する見込み）。

こうこう とちゅう にゅうがく ひと にほんごのうりよくしけん ごうかく
※高校の途中から入学した人だけ⇒日本語能力試験（N2）に合格。

さい にほん にゅうこく
③ 17歳までに日本に入国している。

しゅうしょく ないてい
④ 就職が内定している。

にゅうかん す まち やくしょ き とどけて だ
⑤ 入管や住んでいる町の役所に決められた届出を出している。

おや みもとほしょう どう かあ にほん す
⑥ 親の身元保証（お父さん，お母さんが日本に住んでいる）。

高校卒業（こうこう そつぎょう）

ざいりゅうしかく か
在留資格を変える

「留学（りゅうがく）」

しかくがいかつどうきよか しゅう じかん
※資格外活動許可で週28時間
いない あるばいと
以内のアルバイトができる。

（だいがく・せんもんがっこう そつぎょう）
大学・専門学校卒業

ざいりゅうしかく か
在留資格を変える

はたら ざいりゅうしかく
働くことができる在留資格

ぎじゅつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ
たとえば「技術・人文知識・国際業務」

「定住者（ていじゅうしゃ）」

「特定活動（とくていかつどう）」

就職（しゅうしょく）

ざいりゅうしかく か
在留資格を変えない

「家族滞在（かぞくたいざい）」

しかくがいかつどうきよか しゅう じかん
※資格外活動許可で週28時間
いない あるばいと
以内のアルバイトができる。

ざいりゅうしかく か
在留資格を変えない

「家族滞在（かぞくたいざい）」

しかくがいかつどうきよか しゅう じかん
※資格外活動許可で週28時間
いない あるばいと
以内のアルバイトができる。
ふるたいむ しごと
※フルタイムの仕事はできない。

こうこう そつぎょう あと だいがく せんもんがっこう しんがく ひと ざいりゅうしかく りゅうがく か
高校を卒業した後，大学や専門学校に進学する人は，在留資格を「留学」に変える
ことができます。

- しょうがくきん か りゅうがく か ひと
・奨学金を借りるために「留学」に変える人もいます。
- かぞくたいざい しんがく
・「家族滞在」のまま進学することもできます。

だいがく せんもんがっこう そつぎょう あと ふるたいむ はたら ざいりゅうしかく か ひつよう
大学や専門学校を卒業した後に，フルタイムで働くときは，在留資格を変える必要
があります。

- じょうけん あ はたら しゅうろうしかく
・条件が合えば働くことができる「就労資格」
(「技術・人文知識・国際業務」など)に変えることができます。

- さい にゅうこく こうこう そつぎょう ひと だいがく せんもんがっこう そつぎょう あと
・17歳までに入国して高校を卒業した人は，大学や専門学校を卒業した後，
ざいりゅうしかく ていじゅうしゃ とくていかつどう か
在留資格を「定住者」や「特定活動」に変えることができます。

「定住者」に変更する場合

しんせいしゃ
申請者

ほんにん じぶん しんせい
本人（自分で申請する）

しんせいきかん
申請期間

ざいりゅう きかん お ひ しんせい
在留期間が終わる日まで申請できます。

ひつようしよるい
必要書類

くわ じょうほう しんせいしよ
詳しい情報と申請書があるよ！



へんこう きょかしんせいしよ

か かみ つか

①変更許可申請書（Tと書いてある紙を使うこと。）

しゃしん たて よこ

②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）

ぱすぽーと・ざいりゅうかーど

③パスポート・在留カード

にほん しょうがっこう ちゅうがっこう そつぎょうしょうめいしよ そつぎょうしょうしよ こぴー

④日本の小学校と中学校の卒業証明書（卒業証書のコピーでもいいです。）

にほん こうこう そつぎょうしょうめいしよ そつぎょう ひと そつぎょうみこ しょうめいしよ

⑤日本の高校の卒業証明書（これから卒業する人は、卒業見込み証明書）

りれきしよ にほん しょうがっこう ちゅうがっこう そつぎょう か

⑥履歴書（日本の小学校と中学校を卒業したことを書くこと）

しゅうしょく しよるい こようけいやくしよ はたら じょうけん しよるい ないてい しよるいなど

⑦就職することがわかる書類（雇用契約書・働く条件がわかる書類・内定したことがわかる書類等）

みもと ほしょうしよ たと はたら とう かあ か

⑧身元保証書（例えば働いているお父さんやお母さんなどに書いてもらいます。）

かぞく じゅうみんひょう まえ まい なんばー い

⑨家族みんなの住民票（もらう前に「マイナンバーはいりません。」と言いましょう。）

しんせいしゃ
申請者

ほんにん じぶん しんせい
本人（自分で申請する）

しんせいきかん
申請期間

ざいりゅうき かん お ひ しんせい
在留期間が終わる日まで申請できます。

ひつようしょるい
必要書類

へんこうきょ か しんせいしょ か かみ つか
①変更許可申請書（Uと書いてある紙を使うこと。）

しゃしん たて よこ
②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）

ぱすぽーと ざいりゅうかーど
③パスポート・在留カード

にほん こうこう ざい がくしょうめいしょ にゅうがく ひ か
④日本の高校の在学証明書（入学した日が書いてあるもの。）

にほん こうこう そつぎょうしょうめいしょ そつぎょう ひと
⑤日本の高校の卒業証明書（これから卒業する人は、
そつぎょうみ こ しょうめいしょ
卒業見込み証明書）

りれきしょ にほん こうこう はい ひ か
⑥履歴書（日本の高校に入った日を書くこと）

つぎ ページ につづ
次のページに続きがあるよ！
かくにん
確認しよう。

「特定活動（とくていかつどう）」
じょうほう しんせいしょ
の情報と申請書はここにあるよ！

にゅうかん
↓ 入管HP



ひつようしよるい つづ
必要書類 (続き)

はたら とう かあ か みもとほしやうしよ
 ⑦働いているお父さんやお母さんが書いた身元保証書

かぞく じゆうみんひやう まえ まいなんばー い
 ⑧家族みんなの住民票 (もらう前に「マイナンバーはいりません。」と言いましよう。)

しゆうしよく しよるい こやうけいやくしよ はたら じやうけん しよるい ないてい しよるいなど
 ⑨就職することがわかる書類 (雇用契約書・働く条件がわかる書類・内定したことがわかる書類等)

こうこう とちゆう にほん き ひと
高校の途中から日本に来た人

にほんごのうりよくし けん も しりやう
 日本語能力試験N2を持っていることがわかる資料

びじねす にほんごのうりよくてすと ちやうどくかいてすと ひっきてすと てん
 「BJTビジネス日本語能力テスト」「JLRT聴読解テスト (筆記テスト)」で400点

うえ しりやう
 より上をとっていることがわかる資料でもいいです。

「留学」に変更する場合

しんせいしゃ
申請者

ほんにん じぶん しんせい
本人（自分で申請する）

しんせいきかん
申請期間

にゅうがく きょ か もら ざいりゅうき かん お ひ しんせい
入学許可を貰ってから在留期間が終わる日まで申請できます。

ひつようしよるい
必要書類

- ① 変更許可申請書（Pと書いてある紙を使うこと。）
② 写真（タテ4cm×ヨコ3cm）
③ パスポート・在留カード

そのほかに、高校の卒業証明書・大学等の入学許可書

と日本で生活するためのお金について説明する書類

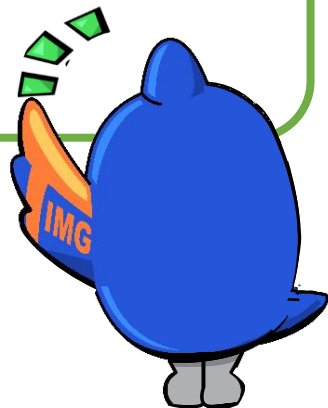
も必要だよ。

提出書類は学校ごとに違うから進学する学校に確認してね

りゅうがく じょうほう しんせいしよ
留学の情報と申請書はここ！



にゅうかん
入管HP



ざいりゅうしかく か にゅうかん ざいりゅう しかくへんこうきよかしんせい
・在留資格を変えるためには入管で在留資格変更許可申請をします。

しんせい ほんにん
・申請するのは本人です。

ざいりゅうきげん ひつよう しょるい にゅうかん だ
・在留期限までに必要な書類を入管に出してください。

ていじゅうしゃ か ひつよう しょるい
「定住者」に変えるときに必要な書類

ページみ
→ 14ページを見てください。

とくていかつどう か ひつよう しょるい
「特定活動」に変えるときに必要な書類

ページ ページみ
→ 15ページと16ページを見てください。

りゅうがく か ひつよう しょるい
「留学」に変えるときに必要な書類

ページみ
→ 17ページを見てください。

ひつよう しょるい とき ふれすく そうだん
必要な書類がわからない時はF R E S Cに相談してください。

(TEL) 03-5363-3025

よやくせんよう
※予約専用

じゅうしょ か とき
① 住所が変わった時

さい とき
② 16歳になる時

か 変わったこと	いつまでに	どこへ	だれが	ひつよう しょうい 必要な書類	けっか 結果 (どうなるか)
じゅうしょ 住所 す ところ (住んでいる所)	ひ こ ひ 引っ越した日から にちいない 14日以内	あたら じゅうしょ 新しい住所がある まち やくしょ 町の役所 しやくしょ くやくしょなど (市役所・区役所等)	ほんにん 本人※ す いっしょに住んで かぞく いる家族 だいにん ・代理人	てんしゅつしょうめいしょ 転出証明書 ざいりゅうかーど 在留カード	ざいりゅうかーど うら 在留カードの裏に あたら じゅうしょ か 新しい住所を書いて もらう。
さい とき 16歳になる時	さい 16歳になる げつまえ 6か月前から さい ひ 16歳になる日まで	ちか にゅうかん 近くの入管	おや 親	しんせいしょ にゅうかん 申請書 (入管にある) しゃしん 写真 たて よこ (タテ4cm×ヨコ3cm) ぱすぽーと パスポート ざいりゅうかーど 在留カード	しゃしんい 写真入りの ざいりゅうかーど 在留カードを つく 作ってもらう。



※ だいにん とどけで さい にんじょう ひつよう
代理人が届出するときは、委任状が必要です。

③ 名前や国籍などが変わった時

か 変わったこと	いつまでに	どこへ	だれが	ひつよう しょうい 必要な書類	けっか 結果 (どうなるか)
なまえ 名前 こくせき ちいき 国籍 (地域) せいねん がっぴ 生年月日 う ひ (生まれた日) せいべつ 性別	か ひ 変わった日 にちいらい から14日以内	ちか にゅうかん 近くの入管	ほんにん 本人 だいにん 代理人※	とどけでしよ 届出書 しゃしん 写真 ぱすぽーと パスポート ざいりゅうかーど 在留カード	あたら ざいりゅうかーど 新しい在留カード つく を作ってもらう。
がっこう 学校 だいがく せんもんがっこう (大学や専門学校) かいしゃ 会社	か ひ 変わった日 にちいらい から14日以内	ちか にゅうかん ・近くの入管 いんたーねっと ・インターネット ゆうびん ・郵便	ほんにん 本人	とどけでしよ 届出書	にゅうかん がっこう かいしゃ 入管に学校や会社が か し 変わったことを知らせる



※

ほんにん さい す かぞく さいいじょう か とどけで
 本人が15歳までは、いっしょに住んでいる家族(16歳以上)が代わりに届出
 できます。

がっこう かいしゃ か ひ にちい ない しょるい だ
• 学校や会社が変わった日から14日以内に書類を出します。

ちか にゆうかん まどぐち ちよくせつ だ
1 近くの入管の窓口に直接出します。

いんた - ねっと だ どうろく り ようりょうむりょう
2 インターネットに出します。登録・利用料無料です！

じ かん にち ととけて
24時間、365日届出ができます。

げつようび きんようび
月曜日～金曜日 9:00～17:00

つか かた へ るぷ すすく
(使い方がわからないときはヘルプデスクがあります！

TEL: 050-3786-3053)

ゆうびん だ
3 郵便で出します。

おく じゆうしょ
送る住所はこちらです。

ふうとう あいろ とどけて しょ ざいちゆう
※封筒に赤色で届出書在中とかいてね。

〒160-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号四谷タワー14階

東京出入国在留管理局 在留管理情報部門届出受付担当



じゅうしょ す か とき
住所（住んでいるところ）が変わった時

ひ こ ひ にち す あたら じゅうしょ まち やくしょ
引っ越した日から14日が過ぎるまでに新しい住所がある町の役所で
てんにゆうとどけ だ やくしょ ざいりゅう かーど かなら も
転入届を出します。役所には在留カードを必ず持っていきます。

さい とき
16歳になる時

さい げつまえ にゆうかん しんせい さい ひ
16歳になる6か月前から入管に申請できます（16歳になる日までできます）。
にゆうかん しゃしん い あたら ざいりゅうかーど つく
入管で写真入りの新しい在留カードを作ります。

なまえ こくせき じゅうしょ せいねんがっぴ せいべつ か とき
名前・国籍・住所・生年月日・性別が変わった時

なまえ か ひ にち す にゆうかん とどけて だ
名前などが変わった日から14日が過ぎるまでに、入管に届出を出します。
にゆうかん あたら ざいりゅうかーど つく
入管で新しい在留カードを作ります。

がっこう かいしゃ か とき
学校や会社が変わった時

がっこう かいしゃ か ひ にち す にゆうかん とどけて だ
学校や会社が変わった日から14日が過ぎるまでに、入管に届出を出します。
いんたーねっと ゆうびん にゆうかん だ
インターネットや郵便でも入管に出すことができます。



わたしは「^{かぞくたいざい}家族滞在」です。わたしの^{ざいりゅうしかく}在留資格を^{へんこう}変更したら、
^{いっしょ}一緒に^す住んでいる^{おや}親や^{ざいりゅうしかく}きょうだいの在留資格はどうなりますか。

^{にほん}日本で^{いっしょ}一緒に^す住んでいる^{おや}親や^{ざいりゅうしかく}きょうだいの在留資格は
^か変わりません。^{ざいりゅうしかく}在留資格が^か変わるの^{ほんにん}は本人だけです。



わたしは「^{かぞくたいざい}家族滞在」です。
^{おや}親が^{きこく}帰国したら、^{にほん}日本の^{こうこう}高校に^{かよ}このまま通うことはできますか。

^{ざいりゅうしかく}あなたの在留資格を^か変えないと^{にほん}日本の^{こうこう}高校に^{かよ}通うことはできません。
^{ふれ}まず、^{すく}FRESCに^{そうだん}相談してみましよう。





こうこう そつぎょう しゅうしょく かぞくたいざい
 高校を卒業して就職するとき、「家族滞在」から
 ざいりゅうしかく か じかん
 在留資格を変えるのにどのくらい時間がかかりますか。

げつ げつ かいしゃ がつ にゅうしゃしき ま あ
 2か月から3か月かかります。会社の4月の入社式に間に合うように、
 はや てつづ がつ しんせい ひと おお
 早めに手続きをしましょう。12月に申請をする人が多いようです。



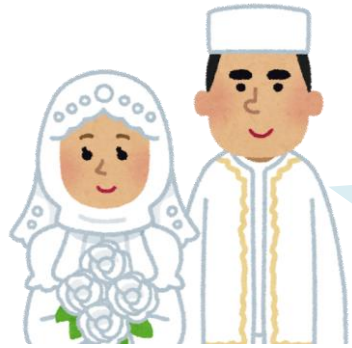
ぱちんこてん かいしゃ ないてい
 パチンコ店をやっている会社から内定をもらいました。

とくていかつどう ぱちんこてん はたら
 「特定活動」でパチンコ店で働くことはできますか。

とくていかつどう ぱちんこてん ばー くらぶ ふうぞくえいぎょう みせ
 「特定活動」ではパチンコ店、バーやクラブなどの風俗営業のお店で

はたら とき ふれすく そうだん
 働くことはできません。わからない時はF R E S Cに相談してください。





かぞくたいざい けっこん
「家族滞在」のふたりが結婚したら、
にほん せいかつ
日本でそのまま生活できますか。

かぞくたいざい おや きこく いっしょ かえ ひつよう
「家族滞在」のままだと、親が帰国したら一緒に帰る必要があります。

にほん せいかつ
ふたりで日本で生活するためには、

はたら ざいりゅうしかく か
どちらかが働くことができる在留資格に変えることを

かんが
考えてください。

くわ ふれ すく そうだん
詳しくは、F R E S C に相談してください。





わたしは18歳で日本に来て、日本の高校卒業見込みです。

日本の会社から内定をもらいました。「特定活動」に変更できますか。

あなたは、17歳までに入国していないので、「特定活動」に変更

できません。大学や専門学校を卒業して、

「技術・人文知識・国際業務」や「介護」などの「就労資格」

（働くことができる在留資格）に変えることを考えてください。



在留資格の変更にお金がかかりますか。

許可された場合、4000円の収入印紙が必要です。



ざいりゅうそうだん よつ や ふれ す く おんらいん そうだん
在留相談（四谷のフレスクかオンラインで相談します。）

にゅうかん しょくいん そうだん き じかん
入管の職員が相談を聞きます。（1時間）

よやく ひつよう
予約が必要です。（03-5363-3025）

げつようび きんようび
月曜日～金曜日（9：00～17：00）

えいご ちゅうごくご ね ぱー る ご など そうだん
英語，中国語，ネパール語等でも相談できます。

ちゅうがくせい こうこうせい そうだん
中学生や高校生だけでも相談できます。



こま そうだん
困ったら相談してね！



わからないことがあったら

がいこくじんざいりゅうしえんせんたー ふれすく そうだん
外国人在留支援センター（F R E S C）に相談してください。

ふれすく くにことば そうだん
F R E S Cではあなたの国の言葉で相談できます。

そうだん じかん げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ
相談できる時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。

ふれすく そうだんまどぐち
F R E S Cの相談窓口

ざいりゅうそうだん
・在留相談

よつや ふれすく おんらいん にゆうかん しょくいん ちよくせつそうだん
四谷のF R E S Cかオンラインで入管の職員に直接相談できます。

でんわ にゆうかん ほーむペーじ いんたーねっと よやく
電話か入管のHP（インターネット）で予約してください。

(TEL) 03-5363-3025

よやくペーじ
予約ページ



Special Thanks

この動画の作成に当たっては、
外国籍の生徒を応援している学校の先生や
支援団体の皆さんにご協力いただきました。
この場を借りてお礼を申し上げます。
ありがとうございました。

